東京電力の不正問題に係る対応状況について

日	時	事 項
H12.	7. 3	通商産業省(当時)に、米国GE社子会社の元社員から、申告
		(福島第一原子力発電所1号機の蒸気乾燥器の点検記録改ざ)
		\ h
H12.	11.13	上記元社員から通商産業省(当時)へ第2の申告
		福島第一原子力発電所1号機の定期検査時に、故意にレン
		<u> チを炉心シュラウド下部に置いたとしてGE技術者が解雇</u>
H14.	8. 7	東京電力から原子力安全・保安院へ報告
		申告された2件以外に不正が行われた可能性のあるものが
		<u> 26件(その後の調査で27件)ある</u> <u> </u>
H14.	8.29	原子力安全・保安院が不正の恐れがある事案を3発電所29件と
114.4	0.00	確定し公表
		原子力安全・保安院が原子力事業者16社に総点検を指示
H14.	9. 3	県から四国電力に要請文書手交 <別紙1> ´ ウムな伊廷郡会がに係る不正の有無のな初を再誌
		<u>〔</u> 安全確保活動全般に係る不正の有無の確認を要請 <u>〕</u> 原ス九務雰閉係団体投議会から経済充業公策へ緊急再想
		原子力発電関係団体協議会から経済産業省等へ緊急要望
		原丁万事業有にのける日土は快作業に係る総は快にづれて 厳正な調査確認と指導を行うこと
		「「「「「」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」「」「」「」「」
H14.	9.20	<u> </u>
		四国電力が県へ総点検実施計画を提出
H14.	9.20	東北電力、東京電力、中部電力から経済産業省へ報告
		(11基の原子炉において再循環系配管のひび割れを未報告)
H14.	9.25	日本原子力発電から経済産業省へ報告
		敦賀1号機において、交換済シュラウドのひび割れの兆候
		を未報告
H14.	9.26	原子力安全・保安院が各原子力事業者の総点検計画について指示
		(14年11月15日までに中間報告、15年3月末までに最終報告)
H14.	10.25	東京電力から原子力安全・保安院へ報告
		「福島第一1号機の平成3,4年の格納容器漏えい率検査に
		しまいて、不正な空気注入により偽装 <u></u>
H14.	10.28	経済産業省の「東京電力点検記録等不正の調査過程に関する評価
		委員会」が中間報告とりまとめ
		早期公表との基本姿勢が希薄
		し 申告者の情報漏洩は極めて不適切 等

	_
H14.10.31	原子力安全・保安院の「原子力安全規制法制検討小委員会」が中
	間報告とりまとめ
	事業者に自主点検を義務付け、国の審査による信頼確保
	設備健全性評価を義務付け、評価基準を明確化等
H14.11.14	県から原子力安全・保安院へ最重点要望
	(国民の理解が得られる再発防止策の早急な検討及び実施等)
H14.11.15	四国電力から原子力安全・保安院へ総点検の中間報告、県へ写し
	提出 資料 3 - 2
	(不正や法令違反なし)
H14.11.20	原子力発電関係団体協議会から経済産業省等へ特別要望
	検査制度の見直し及び充実強化、厳正な検査体制の早急な
	設備の健全性評価の義務化に関する十分な技術的検討、国
	L 民理解 等
H14.11.21	県が四国電力の中間報告内容について立入確認 <別紙2>
~ 11.22	
H14.11.29	原子力安全・保安院が東京電力に福島第一1号機の1年間の運転
	停止命令
H14.12.11	電気事業法及び原子炉等規制法の一部改正、独立行政法人原子力
	安全基盤機構法が成立
H14.12.18	
	(不正や法令違反なし)
H14.12.20	県が四国電力の中間報告内容について立入確認(技術専門部会委
	員が立会)
H14.12.24	原子力安全・保安院が総点検中間報告の分析評価結果を発表
	(東京電力以外は特段問題となる事案なし)
H15. 3.14	四国電力から原子力安全・保安院へ総点検の最終報告、県へ写し
	提出。県へ総点検の中間報告 資料 3 - 2
	(不正や法令違反なし)
H15. 3.18	県が四国電力の中間報告内容について立入確認(技術専門部会委
	員が立会) <別紙2>

< 別紙 1 > 環政第1074号 平成14年 9 月 3 日

四国電力株式会社 原子力本部長 太田克己殿

愛媛県県民環境部長 武智勝久

伊方発電所の安全確保活動全般に係る 不正の有無の確認について

8月29日に原子力安全・保安院から発表された東京電力㈱福島第一、福島第二、柏崎刈羽の原子力発電所における自主点検記録の不正については、8基の原子力発電所で、現在も炉内にひび割れのある部品が存在する疑いがあるとされるなど、住民の信頼を裏切る行為であるとともに、安全確保の根幹となるべきモラルの欠如に起因する極めて重大かつ深刻な問題と受け止めております。

ついては、貴社の伊方原子力発電所において、今回問題が指摘されている自主検査記録のみでなく、定期検査記録、日常点検記録、異常報告等安全確保全般にわたって不正がないか厳正かつ徹底した調査、確認を実施のうえ、速やかに明確な根拠とともに報告して下さい。

また、かかる不正の防止策についても、十分であるか再検証し、併せて報告願います。

東京電力の不正を踏まえた四国電力の総点検報告に係る立入確認結果

1 立入確認日、調査者及び立会者

平成14年11月21日(木)~22日(金)

[調査者]・愛媛県県民環境部環境局環境政策課技術課長補佐他2名

・伊方町町長公室長

平成14年12月20日(金)

[調查者]·愛媛県県民環境部環境局環境政策課課長補佐他3名

·伊方町町長公室係長他1名

「立会者」・伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会

濱本部会長、有吉部会長代行

平成15年3月18日(火)

「調査者]・愛媛県県民環境部環境局環境政策課技術課長補佐他 2 名

·伊方町町長公室長他2名

「立会者 1・伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会

濱本部会長、有吉部会長代行、辻本委員

2 立入確認結果

点検記録の改ざん、法令違反、安全協定に基づく異常報告漏れはないことを確認した。

総 U /こ。							
項目		確認結果	確認記録				
調査体制		原子力部門以外のメンバーからなる	・総点検体制表				
		「原子力点検評価委員会」により実施					
定	調査範囲	原子炉容器、炉内構造物(過去10年	・関係書類抽出表兼書類間				
期		間)	照合チェックシート				
検		原子炉冷却材圧力バウンダリ内設備	・検査成績書				
查		非常用炉心冷却設備、原子炉格納容	・工事報告書				
及		器漏えい率検査等(過去10年間)					
び		他の1次系設備、主要2次系設備(至					
自		近の点検)					
主		主要改造工事等(過去10年間)					
検		(対象:約5,400件)					
查	調査方法	四国電力の点検記録及び報告書と協力	・自主点検作業チェックシート				
		会社の報告書を照合し、矛盾や設備不					
		具合等を抽出し、評価					
	調査結果	点検記録に改ざん等の不正がないこ	・関係書類抽出表兼書類間				
		とを確認	照合チェックシート				
		設備の不具合・修理事例68件のうち	・自主点検作業チェックシート				
		国への報告対象1件が適正に報告さ	・四国電力保有の検査成績				
		れていることを確認。それ以外は対	書及び工事報告書				
		象外であることを国に確認	・協力会社保有の工事報告				
		品質保証上好ましくないものとして	書				

日常点検	調査範囲調査方法調査結果	・日常的な保守点検 約2,000件 ・保安規定記載の運転中に実施する 定期的な試験・検査 約400件 保修依頼票、作業報告書、定期点検チェックシートを調査し、評価 点検記録に改ざん等の不正はないこ	・担当者からの聴取記録 ・原子炉施設故障等報告書 ・保修依頼票 ・作業報告書 ・日常的な保守点検に関す る調査チェックシート ・定期点検チェックシート ・運転中に実施する定期的 な試験・検査チェックシ ート
		とを確認 品質保証上好ましくないものとして「良」等の記入漏れ2件、定期試験時 の発電機界磁電流の管理値超過2件 の記録を確認し、再発防止の徹底を 指導	1
異常報告	調査範囲調査方法	平成13年度の異常報告 日常点検の報告状況を調査 異常報告業務の実施状況を伊方発電 所防災計画に照らし代表例について 調査	・保修依頼票 ・作業報告書 ・異常報告に関する調査チェックシート ・定期点検チェックシート
	調査結果	安全協定に基づく県への異常報告漏れはないことを確認 社内連絡、社外連絡等の異常報告業 務が適切に実施されていることを確認	・運転中に実施する定期的な試験・検査チェックシート
社内体制・不正防	調査方法	「原子力発電所の品質保証指針」からチェックポイントを導出し、社内規定類を評価。社内規定類に照らし自主点検作業の代表例について調査過去の不正事例やトラブル事例から不正防止策を抽出し、関係個所の活動状況、社内規定類の整備状況を調査	伊方発電所品質保証要領
) 止策	調査結果	指針に照らし、不適合管理等を適切に実施できる社内体制であることを確認 不正防止策が適切に実施されていることを確認 今後一層の意識向上を図るとともに企業倫理徹底策として社外弁護士事務所を含む相談窓口等を設置	